

ばいじんの規制基準 (g/m³N)

ばい煙発生施設の種類		規模	大気汚染防止法				環境の保全と創造に関する条例			
			On (%)	既設 一般	新設		1	2		
					一般	特別				
1 ボイラー	ガス専焼ボイラー	20 万m ³ N/h以上	5	0.05	0.05	0.03	0.10	0.05		
		4~20 万m ³ N/h					0.20	0.05		
		4 万m ³ N/h未満					0.30	0.20		
	重油その他の液体燃料専焼及びガス液体混焼ボイラー	20 万m ³ N/h以上	4	0.07	0.05	0.04	0.10	0.05		
		4~20 万m ³ N/h					0.20	0.05		
		1~4 万m ³ N/h					0.30	0.20		
		1 万m ³ N/h未満					0s	0.30	0.20	
	黒液燃焼ボイラー	20 万m ³ N/h以上	0s	0.2	0.15	0.1	0.10	0.05		
		4~20 万m ³ N/h					0.20	0.05		
		4 万m ³ N/h未満					0.30	0.20		
石炭燃焼ボイラー	20 万m ³ N/h以上	6	0.15	0.1	0.05	0.80	0.40			
	4~20 万m ³ N/h							0.25	0.2	0.1
	4 万m ³ N/h未満							0.35	0.3	0.15
触媒再生塔附属ボイラー	-	4	0.3	0.2	0.15	0.40	0.20			
その他のボイラー	4 万m ³ N/h以上	6	0.3	0.3	0.15	0.40	0.20			
	4 万m ³ N/h未満	0s	0.4	0.3	0.2					
低品位炭燃焼ボイラー	-	6	0.45	0.45	—	0.80	0.40			
2 ガス発生炉及び加熱炉	ガス発生炉	-	7	0.05	0.05	0.03	0.60	0.40		
	加熱炉	-		0.1	0.1	0.03	0.20	0.10		
3 焙焼炉焼結炉か焼炉	焙焼炉	4 万m ³ N/h以上	0s	0.1	0.1	0.05	0.30	0.20		
		4 万m ³ N/h未満		0.15	0.15	0.1	0.40	0.20		
	フェロマンガン製造用焼結炉	4 万m ³ N/h以上		0.2	0.2	0.1	0.30	0.20		
		4 万m ³ N/h未満		0.40	0.20					
	その他の焼結炉	4 万m ³ N/h以上		0.15	0.15	0.1	0.30	0.20		
4 万m ³ N/h未満	0.40	0.20								
か焼炉	4 万m ³ N/h以上	0.25	0.2	0.1	0.30	0.20				
	4 万m ³ N/h未満	0.3	0.25	0.15	0.40	0.20				
4 溶鉱炉転炉平炉	溶鉱炉のうち高炉	-	0s	0.05	0.05	0.03	0.10	0.05		
	その他の溶鉱炉	4 万m ³ N/h以上		0.15	0.15	0.08	0.20	0.10		
		4 万m ³ N/h未満					0.40	0.20		
	転炉(燃焼型のものに限る。)	4 万m ³ N/h以上		0.1	0.1	0.08	0.30	0.20		
		4 万m ³ N/h未満					0.40	0.20		
転炉(燃焼型のものを除く。)	4 万m ³ N/h以上	0.1	0.1	0.08	0.20	0.10				
	4 万m ³ N/h未満				0.40	0.20				
平炉	4 万m ³ N/h以上	0.1	0.1	0.05	0.30	0.20				
	4 万m ³ N/h未満	0.2	0.2	0.1	0.40	0.20				

ばい煙発生施設の種類		規模	大気汚染防止法				環境の保全と創造に関する条例	
			On (%)	既設 一般	新設		1	2
					一般	特別		
5 金属溶解炉	金属溶解炉	4万 ^m ³N/h以上	0s	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
	アルミニウム地金・合金製造・再生用反射炉	4万 ^m ³N/h未満		0.2	0.2	0.1	0.40	0.20
6 金属加熱炉	金属加熱炉	4万 ^m ³N/h以上	0s	0.15	0.1	0.08	0.20	0.10
		4万 ^m ³N/h未満		0.25	0.2	0.1	0.40	0.20
7 石油加熱炉	石油加熱炉	4万 ^m ³N/h以上	6	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
		4万 ^m ³N/h未満		0.15	0.15	0.08		
		潤滑油製造用加熱炉		0.18				
8 触媒再生塔	触媒再生塔	-	6	0.3	0.2	0.15	0.60	0.40
8-2 燃焼炉	硫黄回収燃焼炉	-	8	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
9 窯業用焼成炉、溶融炉	石灰焼成炉のうち土中釜	-	15	0.4	0.4	0.2	0.80	0.40
	その他の石灰焼成炉	-	15	0.3	0.3	0.15	0.60	0.30
	セメントの製造用焼成炉	4万 ^m ³N/h以上	10	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
		4万 ^m ³N/h未満					0.40	0.20
	耐火レンガ等の製造用焼成炉	4万 ^m ³N/h以上	18	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
		4万 ^m ³N/h未満					0.2	0.2
	その他の焼成炉	4万 ^m ³N/h以上	0s	0.15	0.15	0.08	0.20	0.10
		4万 ^m ³N/h未満					0.25	0.25
	板ガラス又はガラス繊維製品製造用溶融炉	4万 ^m ³N/h以上	15	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
4万 ^m ³N/h未満		0.15					0.15	0.08
光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉	4万 ^m ³N/h以上	16	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10	
	4万 ^m ³N/h未満					0.3	0.15	0.08
その他の溶融炉	4万 ^m ³N/h以上	15	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10	
	4万 ^m ³N/h未満					0.2	0.2	0.1
その他の溶融炉（るつぼ炉）	4万 ^m ³N/h以上	15	0.1	0.1	0.05	0.50	0.50	
	4万 ^m ³N/h未満							0.2
10 反応炉及び直火炉	反応炉及び直火炉	4万 ^m ³N/h以上	0s	0.15	0.15	0.08	0.20	0.10
		4万 ^m ³N/h未満		0.2	0.2	0.1	0.40	0.20
		活性炭製造用反応炉		0.3	0.2	0.15		
11 乾燥炉	骨材乾燥炉	2万 ^m ³N/h以上	16	0.5	0.5	0.2	0.80	0.40
		2万 ^m ³N/h未満	0s	0.6	0.5	0.2		
	その他の乾燥炉	4万 ^m ³N/h以上	16	0.15	0.15	0.08	0.20	0.10
		1~4万 ^m ³N/h						
直接熱風その他乾燥炉	1万 ^m ³N/h未満	0s	0.35	0.2	0.1	0.40	0.20	

ばい煙発生施設の種類		規模	大気汚染防止法				環境の保全と創造に関する条例	
			On (%)	既設 一般	新設		1	2
					一般	特別		
12 電気炉	合金鉄(珪素含有率が40%以上)製造用電気炉	-	0s	0.2	0.2	0.1	0.60	0.30
	合金鉄(珪素含有率40%未満)及びカーバイド製造用電気炉	-		0.15	0.15	0.08	0.40	0.20
	その他の電気炉(製鉄製鋼用)	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満		0.1	0.1	0.05	0.20 0.40	0.10 0.20
13 廃棄物焼却炉			別表に示す【廃棄物焼却炉のばいじん排出基準】のとおり					
14 銅、鉛、亜鉛用各種炉	焙焼炉	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満	0s	0.1	0.1	0.05	0.30	0.20
				0.15	0.15	0.08	0.40	0.20
	焼結炉	-	0s	0.15	0.15	0.1		
	溶鋳炉	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満	0s	0.15	0.15	0.08	0.20 0.40	0.10 0.20
	転炉(燃焼型のものに限る)	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満	0s	0.15	0.15	0.08	0.30 0.40	0.20 0.20
	転炉(燃焼型のものに限る)	-					0.20	0.10
	溶解炉	4万m ³ N/h以上 1~4万m ³ N/h 1万m ³ N/h未満	0s	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
				0.2	0.2	0.1	0.40	0.20
				0.3				
気流搬送型乾燥炉	4万m ³ N/h以上	16	0.18	0.15	0.08	0.20	0.10	
直接熱風乾燥炉	4万m ³ N/h未満	0s	0.3	0.2	0.1	0.40	0.20	
乾燥炉	4万m ³ N/h以上	16	0.3	0.15	0.08	0.20	0.10	
直接熱風乾燥炉	4万m ³ N/h未満	0s	0.3	0.2	0.1	0.40	0.20	
18 活性炭製造用反応炉	反応炉	-	0s	0.05	0.05	0.03	-	-
20 アルミニウム製錬用電解炉	電解炉	-	0s	0.05	0.05	0.03	-	-
21 燐鉱石処理施設	焼成炉	-	15	0.15	0.15	0.08	-	-
	溶解炉	-	0s	0.2	0.2	0.1	-	-
23 トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設	乾燥炉	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満	16				0.20 0.40	0.10 0.20
				0.1	0.1	0.05	0.20 0.40	0.10 0.20
	直接熱風乾燥炉	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満	0s				0.20 0.40	0.10 0.20
焼成炉	-	15	0.15	0.15	0.08	-	-	
24 鉛の2次精錬用溶解炉	溶解炉	4万m ³ N/h以上 4万m ³ N/h未満	0s	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
				0.2	0.2	0.1	0.40	0.20

ばい煙発生施設の種類		規模	大気汚染防止法				環境の保全と創造に関する条例	
			On (%)	既設 一般	新設		1	2
					一般	特別		
25 鉛蓄電池製造用溶解炉	溶解炉	4万m ³ N/h以上	0s	0.1	0.1	0.05	-	-
		4万m ³ N/h未満		0.15	0.15	0.08	-	-
26 鉛系顔料製造用施設	溶解炉	4万m ³ N/h以上	0s	0.1	0.1	0.05	0.20	0.10
		4万m ³ N/h未満		0.15	0.15	0.08	0.40	0.20
	反射炉	-	0s	0.1	0.1	0.05	-	-
	反応炉	-	6	0.05	0.05	0.03	-	-
	鉛酸化物製造用反応炉	-	0s				-	-
28 コークス炉	コークス炉 電源として電気を使用	-	7	0.15	0.15	0.1	-	-
		-	0s				-	-
29 ガスタービン	ガスタービン *	-	16	0.05	0.05	0.04	-	-
30 ディーゼル機関	ディーゼル機関 *	-	13	0.1	0.1	0.08	-	-
31 ガス機関	ガス機関 *	-	0	0.05	0.05	0.04	-	-
32 ガソリン機関	ガソリン機関 *	-	0	0.05	0.05	0.04	-	-

(注) 既設：昭和57年5月31日以前に設置された施設 新設：昭和57年6月1日以降に設置された施設

* 非常用施設は当分の間、排出基準を適用しない。

(条例に関する注) 1 排出基準の単位は、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりのグラム数とする、(※ 酸素濃度換算は行わない)

2 排出基準の2の欄は、尼崎市の区域内に新たにばい煙発生施設を設置する場合に適用する基準とし、排出基準の1の欄はその他の場合に適用する基準とする。

【小型ボイラーに係る大気汚染防止法のばいじん排出基準 (g/m³N)】

ばい煙発生施設の種類・区分		On (%)	一般	特別
1 小型ボイラー ※ 伝熱面積が10m ² 未満であって、バーナーの燃焼能力が重油換算500/時以上のもの	昭和60年9月9日以前に設置	—	—	—
	昭和60年9月10日以降に設置	①ガスを専焼させるもの ②軽質液体燃料を専焼させるもの ③ガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの	—	ガス、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油)を使用する施設については、当分の間適用しない。
		軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの又は固体燃料を燃焼させるもの	昭和60年9月10日～平成2年9月9日までに設置 平成2年9月10日以降に設置	種類別On 0.5
		種類別On	規則別表第2の2から6までの項に掲げる種類ごとに最小規模に係る値を適用	

※ 軽質液体燃料とは、灯油、軽油又はA重油をいう。

【廃棄物焼却炉のばいじん排出基準 (g/m³N)】

大気汚染防止法				条例				改正前の特別排出基準			
処理能力	On	既設	新設 (H10.7.1~)	規模	既設		新設(H11.10.1~)		規模		既設 2
					1	2	1	2			
4t/h以上	12	0.08	0.04	火格子面積が0.5m ² 以上か、 焼却能力が50kg/h以上又は 燃焼室の容積が0.5m ³ 以上 (ガス化炉を除く)	0.25	/	0.15	0.15	連続 炉	4万m ³ N/h以上	0.10
2~4t/h	12	0.15	0.08							4万m ³ N/h未満	0.20
2t/h未満	12	0.25	0.15							その他のもの	0.40

※ 既設施設のうち、改正前の特別排出基準の適用を受けていたものについては、改正前の特別排出基準と上記の新排出基準のいずれか厳しいものが適用される。